

四日市市上下水道局告示第10号

四日市市水洗化工事費積立奨励金に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月11日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水洗化工事費積立奨励金に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市水洗化工事費積立奨励金に関する要綱（平成22年四日市市上下水道局告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励金の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 積立て開始時において、<u>事業計画区域(法第4条第1項又は法第25条の3第1項の事業計画に定められた区域をいう。)</u>のうち供用開始後1年を超える<u>区域を除いた区域</u>にある建築物とする。</p> <p>3 <u>第9条</u>に規定する奨励金の額は、1戸の建築物につき5万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、主従の関係にある複数の建築物は1戸の建築物とみなす。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第8条 申請人は、奨励金の交付を受けようとするときは、水洗化工事費積立奨励金交付申請書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>工事終了の日又は水洗化工事費用の支払日から起算して30日を経過した日</u>までに管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(奨励金の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 積立て開始時において、<u>事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域又は供用開始後1年以内の区域</u>にある建築物とする。</p> <p>3 <u>第9条第2項</u>に規定する奨励金の額は、1戸の建築物につき5万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、主従の関係にある複数の建築物は1戸の建築物とみなす。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第8条 申請人は、奨励金の交付を受けようとするときは、水洗化工事費積立奨励金交付申請書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、<u>工事終了の日</u>から起算して30日を経過した日までに管理者に提出しなければならない。</p>

(1)から(3)まで (略)

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日
限りその効力を失う。

(1)から(3)まで (略)

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成27年3月31日
限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)